

令和3年度 第5回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和3年（2021年）8月19日

日野市教育委員会

令和3年度第5回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和3年(2021年)8月19日(木)
14時00分～15時39分

開催場所 505会議室

出席委員 教育長職務代理者 高木 健夫 委 員 西田 敦子
委 員 真野 広 委 員 東 桜子

議事録署名委員 委 員 東 桜子

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 高橋 登
教育部参事 谷川 拓也 学校課長 久保田 博之
庶務課長 伊藤 浩一

傍聴者 2名

書記 庶務課庶務係長 馬場 康二
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委 員

東 桜子

議事録署名

教育長職務代理者

高木 健夫

議事内容

議案

- 第17号 日野市立中学校教科用図書採択について
- 第18号 日野市立小学校教科用図書採択について
- 第19号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について
- 第20号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第21号 教育委員会職員人事について
- 第22号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第23号 教育委員会職員の分限休職について
- 第24号 教職員の内申の専決処分について

協議事項

- 第8号 日野市立中学校教科用図書（社会（歴史的分野））の採択について

請願審査

- 第3-2号 五輪憲章の「表彰式では各NOCの旗・歌を使う」に反し、「国旗・国歌を使う」とウソを教える都教委流オリパラ教育と、小林洋之4小校長の“日本のよさ”・五輪賛成派に偏重した言動の、是正を求める請願

報告事項

- 第16号 「緊急事態宣言発令に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について

(議事の要旨)

開始 14時00分

[高木教育長職務代理者]

ただいまから、令和3年度第5回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

議事に入ります前に、事務局より発言を求められておりますので、発言を許可します。

庶務課長、よろしくお願いします。

[伊藤庶務課長]

それでは、事務局より1点、御報告がございます。

日野市教育委員会教育長でありました米田教育長におかれましては、令和3年8月2日、任期が終わり、退任をされました。現在までのところ、後任の教育長は選任されておられません。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第1項では、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すると規定されており、同条第2項の規定では、教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が教育長の任務を行うものとなっております。この規定に従って、後任の教育長が選任されるまでの間は、教育長職務代理者であります高木委員が教育委員会の会議を主宰することになります。

報告は以上となります。

[高木教育長職務代理者]

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたような経緯で、私が教育長職務代理者として、この教育委員会のいわゆる議長としての職務をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。力量不足ですが、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、東委員にお願いいたします。

[東委員]

はい。

[高木教育長職務代理者]

本日の案件は、議案7件、協議事項1件、請願審査1件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、まず、請願審査第3-2号を行い、次に協議事項第8号を協議し、議案第17号から順次審議を進めていきたいと思っております。また、議案第22号及び議案第23号、議案第24号は公開しない会議とし、最後に審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、まず請願審査第3-2号を行い、次に協議事項第8号を協議し、議案

第17号から順次、審議を進めていきたいと思いをします。

また、会議規則第10条により、議案第22号及び議案第23号、議案第24号は公開しない会議とし、審議します。

それでは、議事に入ります。

請願第3-2号 五輪憲章の「表彰式では各NOCの旗・歌を使う」に反し、「国旗・国家を使う」とウソを教える都教委流オリパラ教育と、小林洋之4小校長の“日本のよさ”・五輪賛成派に偏重した言動の、是正を求める請願について、事務局より説明をお願いします。

○請願第3-2号 五輪憲章の「表彰式では各NOCの旗・歌を使う」に反し、「国旗・国家を使う」とウソを教える都教委流オリパラ教育と、小林洋之4小校長の“日本のよさ”・五輪賛成派に偏重した言動の、是正を求める請願

[高木教育長職務代理者]

庶務課長、お願いいたします。

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書53ページを御覧ください。

請願番号、請願第3-2号。

受付年月日、平成3年8月6日。

件名、五輪憲章の「表彰式では各NOCの旗・歌を使う」に反し、「国旗・国歌を使う」とウソを教える都教委流オリパラ教育と、小林洋之4小校長の“日本のよさ”・五輪賛成派に偏重した言動の、是正を求める請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

なお、本日、請願の趣旨に同意したとして、1名の方から署名を受け付けております。

次ページ、54ページから59ページまでが請願の趣旨でございます。

説明は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

はい。それじゃね、題名のとおりなんですけど、やはり前提条件として、都教委の出している、1億円以上かけて、税金で使っている『オリンピック・パラリンピック学習読本』というのがいかにうそを書いているかというところを、まず1ページのほうで見ていただきたいですね。

左手にあるように小学校用のほうの国旗掲揚で表彰式のときですね。国旗・国歌を使うというそを書いています。I O Cのオリンピック憲章によりますと、オリンピックで使う歌は、旗は、各N O C、これは国内の、国だけじゃなく地域も入るわけですね。香港とか、台湾とかですね。そういった地域のN O Cが採用して、I O C理事会の承認を得た歌・旗が、つまり選手団の歌・旗というふうにあるにもかかわらず、東京都教育委員会は国旗・国歌を表彰式で使う、開会式で使うとうそを教えているんですね。そういうことを前提にして。

それともう一つ、右側の(2)に書いてある、東京都教育委員会が2016年1月策定した実施指針ですと、日本人としての自覚と誇りを育てるんだと、全く思想教育、外国人の生徒、あるいはそんなこと、ナショナリズム、嫌だという生徒を無視して、それを教え込む。オリンピックに便乗して愛国心を教え込む、これが東京都教育委員会。日本人としての自覚と誇りということが何回も出てきます。

そういう2つの東京都教育委員会が出したものの偏向性を理解していただいた上で、2番の請願の要旨でございます。

2-1のところでございますけれども、ここですね。東京都教育委員会は、国旗・国歌を表彰式で使うという根拠に、I O Cの開催都市契約大会運営要件という、法律レベルでいえば規則以下のような、そういう下位のものを出してきているわけですけど、よくこれ英文と私どもは比較したんですよ。

2ページの左側見てください。Playing of the Goldmedalist Anthem、これ、誰がどう訳しても国旗・国歌と訳しません。金メダリストの讃歌の演奏、表彰式ですね。書いてあるのに都教委のお仲間の東京都のオリンピック・パラリンピック局が、勝手にこれを国旗・国歌と誤訳したということです。こういういいかげんなことを、そのままオリンピック学習読本に書いているから、そこはうそだというふうに学校にきちんと伝えていただきたい、そこがポイントでございます。

では、次に行きまして、2-2のところです。さっきの日本人としての自覚と誇りという、よく日本人としてのアイデンティティーって、政府や保守政党の中で言う言葉をそのまま押しつけています。これはまさしくインドクトリネーション、刷り込みであるということで、こういう教育はやめていただきたい。もっとオリンピックの本来の友情とか平和とか、そっちでオリンピック局はやるべき。

それから、2-3のところですね。ここは中学校のほうのオリパラ学習読本の84ページだけは、まともなことが書いてある。こっちは、いろいろ、教務主任会なんか読んでほしいなと思います。

それから、2-4のところですね。ここは平昌オリンピックで韓国と北朝鮮が、それこそ国旗ではなくて、同じ民衆の旗というか、そういうのを使ったということなどが書いてございます。これがオリンピックの本来の姿じゃないか。

それから、2-5は、NHKの刈屋富士雄という解説委員を引退した人が現職のときに、オリンピックは国威発揚だと言って非難を浴びたということで、批判を浴びたということでございます。ぜひ参考にしていきたい。

それから、2-6は、小林洋之校長の件でございます。四小のですね。この方は、7月

7日のホームページに載っている文章の中で、オリンピックの観戦ができなくなって残念だ、残念だって2回言った後、推進派の人ばかりに配慮したような書きぶりをしてホームページに載せております。最後のところでは、市教委と一緒に、今後、オリンピック教育推進していくんだと力んでいますけれども、こういう、やっぱり、偏った考え方じゃなくて、オリンピックに反対、あるいはオリンピック教育に反対、そういった人に配慮した校長であってほしい、教育の政治的中立性を守ってほしい、厳しく指導していただきたいと思います。

そういうことで、今度、2-7でございますけど、出欠席を取ることは、説明してくれと言ったとき、伊藤さんから説明がないんですが、つい最近、中止を決められたようですけれども、もっと早く、目黒区のように早く決めるべきじゃないか。観戦ですね。炎天下、コロナ禍、そしてまた、国家主義の注入という3つぐらいの悪い要素を持った観戦ですから、行きたい方は御家庭で行けばいい。

それから、2-8でございますけれども、都教委は出席を取るということを結構言っていたんですよ。増田正弘さんという指導部長だった方が、陳情が教育委員会に出たときに、出席を取るということについて否定していらっしやらないんですね。ここはやっぱり、強制というのが。

[高木教育長職務代理者]

5分過ぎましたので、説明はまとめてください。

[請願者]

そうですか。分かりました。はい。じゃあ、まとめます。

最後、2-9のほうでございますけれども、保護者宛て文書を、今後、中立をもってやっていただきたい。ぜひ、こういうような不当なものについてはノーを言うように、教育委員会から、都教委から下りてきたからといって従うだけじゃなくて、ノーを言えるような教育委員会になっていただきたいと思います。

じゃあ、ぜひ採択してください。

[高木教育長職務代理者]

この件につきまして、御質問がございましたら、お願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

真野委員、お願いします。

[真野委員]

私から、2-10のところなんですけれども、ここで請願者が書かれておりますが、都の調査内容と日野市の対応について教えていただければと思います。

[高木教育長職務代理者]

教育部参事、お願いいたします。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。それでは、2-10、こちらの内容についてお答えをいたします。

2019年5月の調査でございますが、その前に、この前年の11月に各学校から参加希望を募っております。各学校は、子どもたちに参加させる学年、参加させたい学年につ

いて、それぞれ各学校が希望を届けております。これは3年生から希望されたい学校、5年生から希望されたい学校、それぞればらばらに、各学校の状況に合わせて申請をしております。

その確認を5月の調査で行っております。このときには、都教委から、観戦についての大まかなプログラムというか案内が出まして、それに伴って学校の希望調査を取っております。行けない日、それからもう一つが参加希望地域ですね。地域等も聞かれております。そこには競技種目も大まかに示されているところでございます。

その中で、このときには熱中症対策とか交通の関係を示されておりましたので、この辺を踏まえた上で、改めて参加希望の学年を問い合わせ、希望を取っているということになります。この中で希望を増やした学校もあれば、そのままの学校もあったというようなところでございました。各学校から希望によって参加については行われたということになります。

以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

ありがとうございました。

ほかに御質問はございますでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

2-8のところですけども、オリパラ観戦の出席について、都と市とに齟齬・矛盾があり、究明・説明をしてほしいと書かれているのですけれども、その辺について少し説明していただけるでしょうか。

[谷川教育部参事]

それでは、2-8のオリパラに関する出席についてでございます。オリパラについての出席についてでございますが、東京都からは、東京都立学校については出席日、登校日として出席を取るというようなことが書かれておりました。

ただ、日野市としては、これは夏休みの行事でもありますし、それから子どもたちの参加というところについても、出席を取るところでは、校長先生方と意見交換をする中で決めておりません。そこで、令和元年12月16日に開催しました教育課程の届出のときになんですけども、これで全校共通理解を図るということを諮らせていただいております。夏季休業中のオリンピック・パラリンピック観戦については、原則、授業日として取り扱わないが、教育課程上、第4表の学校行事に明記するという事で共通理解をさせていただいております。これが日野市の対応となっております。日野市は校長会と協議をし、出席を取らないという内容をさせていただきました。

以上でございます。

[西田委員]

ありがとうございました。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御質問ございますか。

なければ御意見を伺います。

[高木教育長職務代理者]

真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

今回、請願、長文にわたる内容ですけれども、しっかりと読ませていただきました。

最初になりますが、結論から申し上げますと、私は今回、この請願は不採択と考えております。

その理由につきまして、3点ほど御説明をしたいと思います。

まず1点目です。請願要旨の番号でいいますと、2-1についてになります。

東京都の教育委員会が作成をした『オリンピック・パラリンピック学習読本』につきまして、国旗・国歌に2ページも割き、異常なほどその意義を強調と請願者は言及されておりますけれども、あくまでも請願者の主観に基づくものではないでしょうか。例えば、「2ページも割き」と、こうありますが、読本では章立てが基本的に見開き構成になっておりまして、ほぼ全てのテーマが2ページ構成になっています。その点で、国旗・国歌について、特に強調しているというふうには受け取れません。

また、小学校編では、国旗と国歌の記述のところには、このように書かれております。

「表彰式では、多くの場合、優勝した選手の国の国旗を掲げ、国歌を演奏します」、こう書かれております。このように「多くの場合」との記述もあり、異常なほど、その意義を強調しているというふうには受け止められません。

また、請願者御自身も評価をされておりますが、中学校編では、オリンピック旗で参加をしている選手団のことも紹介をしております。

このような理由から、この読本の誤った記述を削除、訂正するよう市立の小・中学校へ周知徹底するという必要はないと考えております。

次に、2点目ですが、今度は請願の要旨2-2についてです。

東京都教育委員会の作成しました「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」に書かれている文章についてです。

請願者は、「学習指導要領に基づき、我が国の国旗・国歌について、その意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」との文章を切り出して、特異な思想教育の根拠とされていますが、この文章には実は続きがあります。繰り返しになりますが、「学習指導要領に基づき、我が国の国旗・国歌について、その意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌についても同様に尊重する態度を育てる」、このように全文は書かれております。つまり、自分の国を知り、諸外国の国旗・国歌に敬意を表すことは、国際社会の基本的なマナーであることを知ろうという内容になっています。これのどこが特異な思想教育と、こう請願者が言われているのか、私は理解しかねます。

私も海外に行くと、日本の文化などについて聞かれる機会があります。日本のことを知り、相手の国のことを理解することは大切なコミュニケーションになると、そう考えております。

次に、3点目ですが、請願の要旨の2-6についてです。

日野市立日野第四小学校の小林校長のオリパラ教育をめぐる言動は、日本のよさ、いいところに偏重し過ぎているとの御意見ですが、これも私は請願者の主観に基づくものでは

ないでしょうかと受け止めざるを得ません。

朝礼を取り上げて、オリパラ教育に対して、子どもたちに日本のよさ、いいところを考えるきっかけになるよう、前回の東京オリンピックのことに言及しているくだりの挨拶となっています。どうしてこの内容が日本のよさ、いいところに偏重し過ぎていると受け止められるのでしょうか。

また、7月7日付保護者宛ての文書は、残念を2回連発し、目を観戦希望、推進のものばかりに向けているとの主張をされておりますけれども、私どもの視点は、全ての方に向いているというふうに考えております。この残念というのは、コロナ禍で直接触れる機会を設けて上げられないことに対して残念と言っているわけです。子どもたちの成長を願う皆さんであれば、この思いに共感していただけると、そう思っております。

オリパラ教育は、子どもたちにとってかけがえのない体験、経験の機会であり、子どもたち一人一人が感じたこと、考え、感動したことを自分の言葉で表現、伝え合う、その絶好の機会であると捉えております。

アルピニストの野口健さんが、「子どもの成長には、大きな影響を与えるものに体験がある。体験に勝るものはありません。何か忘れられないような体験をすれば、子どもたちは行動を起こします」、このように言っております。

以上、述べてきましたけれども、小林校長へ指導する必要性はないと感じております。

私からは3点ほどを踏まえまして、不採択の理由を挙げさせていただきました。以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御意見ございますでしょうか。

東委員、お願いいたします。

[東委員]

先ほどは御説明ありがとうございました。様々な見方、考え方があるということを改めて勉強させていただきました。

本件に関しては、請願者の主張が事実と異なることも多く、一部の言葉のみを切り取り文章を組み立てておられ、請願の主張を受け止めることができかねるため、私は不採択と考えます。

一つ一つに言及することはいたしません。不採択として、簡単に一部、私の意見を述べさせていただきます。

請願の2-6の四小校長講話に関して言及させていただきます。

請願者が指摘しているような偏重した国威発揚の文章とは全く感じません。むしろ小林校長は、オリンピックは一流選手の競技だけではなく、測定技術が進歩したり、生活の工夫やまちの環境整備にもつながってきたのですよという事実を伝えて、今回はどんなところが進歩、発展していったのかなと考えると、見方、考え方が広がりますねとおっしゃっているだけです。一部の言葉を切り出して持論につなげているだけであると感じます。

違う文化や考え方に触れて、びっくりしたり感心したりすることなどの心が動くこと自体が学びであること、そして、諸外国との違いで輪郭のはっきり見えてくる日本のよさに気がつくことは他者への理解につながる一歩となります。自分や自国を知り、違いを受け

入れることが多文化共生力であり、オリンピックでも、日野の教育でも大切にしていることであり、これからの世界を生きていくには、とても大切な力だと思っています。そのような観点の話なので、四小、小林校長へ指導をするような必要は全くないと考えています。

続いて、全体的な返答とはなりますが、オリンピック・パラリンピック競技観戦に関しては、子どもたち一人一人の育ちに非常に大切な機会であったと考えています。努力の尊さ、人間の可能性の限界をリアルに体験できること、体感できること、何よりも一生に一度であろう東京で開催されるオリンピックをクラスの仲間と一緒に見て、感じて、感じたことを伝え合うことが日野の大切にしている創造的な学びの活動となり、オリンピックの記憶になっていくと思います。

今年の7月の教育委員会定例会で協議した、緊急事態宣言発令に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についての中で、次のように各校へお伝えさせていただいております。読ませていただきます。

東京で開催されるオリンピック競技大会は、子どもたちにとってかけがえない体験、経験となり、これからの人生の糧となることが期待されます。競技観戦を直接することはできませんが、間接的な競技観戦であっても、子どもたち一人一人が感じ、考え、感動もあることが期待できます。子どもたち一人一人が感じ、考え、感動したことを表現し、伝え合うことで、オリンピック・パラリンピック競技大会との関わりが、かけがえない体験・経験とすることができます。子どもたちの心を豊かに育む教育活動を各学校で創造していただきますようお願いいたします。

提案者の危惧するような偏重した教育は行っておりません。今後も一生のうちで二度とない体験を一生の財産とするような、子どもたち一人一人の感じることを大切にしていける教育活動を行ってまいります。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

続きまして、私、高木の意見を述べさせていただきます。

本請願は、請願事項が10項目あると理解し、1つずつ検討しましたが、先ほどの質疑応答での事務局の回答も踏まえまして、個々の請願者の主張については理解しがたく、全体として、本請願は不採択と考えます。

その理由について、請願件名と関連のある項目に絞り、これまでの発言とダブる部分はありますけれども、ポイントを述べます。

まず1つ目として、請願要旨の2-1項についてですが、オリパラ学習読本での国旗・国歌の取扱いについての指摘がありますが、小学校編でいえば、世界のマナーの項目での国旗・国歌の世界共通ルールの説明と、「例えば、日本では」ということで国旗・国歌の説明があり、内容的にも一般的なものと理解できます。国旗・国歌に2ページも割き、異常なほどの意義を強調し云々との指摘は、中学校編も同様に、他の項目と基本的に2ページ構成となっており、指摘は当たりません。国旗・国歌の取扱いについても学習指導要領に基づく記述であり、妥当と考えます。

また、現在の五輪憲章での規定を見ると、第4章、31項のNOCの旗、エンブレム、讃歌では、NOCのオリンピック競技会を含む自身の活動に関連して使用するために採用

した旗、エンブレム、讃歌は、I O C理事会の承認を得なければならないとあり、J O CがI O C理事会の承認を得たものが、旗が国旗、讃歌が国歌であり、先日のオリンピックでも、実際の運用を見れば、請願者の言ううそには該当しないと考えます。

2つ目として、2-2項の東京都オリパラ教育実施方針について、請願者は日本人としての自覚と誇りを強調するとともに云々というふうに指摘がありますが、実施方針を見れば、重点的に育成すべき5つの資質として、1、ボランティアマインド、2、障害者理解、3、スポーツ志向、4つ目に、日本人としての自覚と誇りとあり、5つ目に、豊かな国際感覚と続き、特段、請願者の言う日本人としての自覚と誇りを強調した記述ではないと考えます。

また、請願者は、実施方針の8、学習・教育活動の進め方の(8)の「学習指導要領に基づき、我が国の国旗・国歌について、その意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌についても同様に尊重する態度を育てる」とあるのを、前半の文言のみ切り取り、先ほどの日本人の自覚と誇りと併せて、特異な思想・教育の文言と主張しています。東京都オリパラ教育実施方針について、冒頭に記述された意義から読み解かず、一部の文言のみを切り取った請願者の主張は妥当性・合理性はないと考えます。

3点目についてですが、請願要旨の2-6なんですけれども、日野市立日野第四小学校の小林校長の6月28日、全校朝会での発言のみを取り上げて、請願者は校長のオリパラ教育をめぐる教育は、日本のよさ、よいところに偏重し過ぎているとありますが、1つの全校朝会での発言事例のみを取り上げて、偏重し過ぎているとの主張は根拠に乏しく理解できません。

また、7月7日付のオリンピック競技大会の競技観戦のとりやめについての保護者宛ての文書は、指摘のように、残念と語句が2回出てきますが、文章の中では、コロナ感染症への不安やオリンピック競技観戦の不安への言及もあり、請願者の言う文書の撤回などの措置は不要と考えます。

以上のような観点で、請願要旨2-1から2-10を検討した結果、本請願は不採択と考えます。

以上です。

ほかにご意見はございますか。

西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

子どもは様々な体験や経験をする中で、感じ、考え、気づき、迷い、新たな知識を得、喜びや悲しみを分かち合いながら成長します。日野市教育委員会では、今回の東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会は、子どもたちにとってかけがえのない体験や経験となり、これからの人生の糧となると考えました。そこで、子どもたちの心と体を豊かに育むオリンピック・パラリンピック教育の推進を各学校にお願いしました。

各学校では、アスリートから走り方や学び方の指導を受けたり、国際マナーや日本の伝統文化について、その道の方から指導を受けたりするなど、有意義な教育活動を進めてきました。オリンピック競技観戦は直接にはできませんでしたが、家族で観戦を楽しみ、選

手たちが見せてくれた力や技や全力で競技に向き合う姿に感動し、様々な会話を交わしながら、よい時間を過ごしたようです。

低学年の小学生が、男子サッカーが一番面白かった。シュートが格好よかった。スケボーで12歳と14歳の子が頑張っていてすごかったなどと話してくれました。高学年や中学生は競技ばかりでなく、男女の旗手による入場や男女混合の競技、難民選手団の姿など様々なシーンから幅広く感じたり考えたりしてくれたと思います。

これから始まるパラリンピックについても、子どもたちはたくさん感動し、気づき、考え、障害者への理解を一層深めて、自分の人生に生かしていくものと期待しています。

学校では、今後、オリンピック・パラリンピックで得たもの、感じたこと、考えたこと、描いたことなど銘々持ち寄って、教育活動を発展させようと計画を進めていると聞いています。大いに期待しているところです。

日野市教育委員会は、これからも第3次日野市学校教育基本構想及び学習指導要領を踏まえて、日野市らしいオリンピック・パラリンピック教育を進め、学校の創造的な取組を応援していきます。

以上のことを踏まえて、請願文を幾度も読ませていただきました。請願者の情熱に感服しますが、請願の前提となる文章及び趣旨の文中の請願者の主張は理解しがたく、請願内容は受け入れがたいものでした。

理由は既に3人の委員さんが詳しく述べられた内容と同じですので繰り返しません、少し加えますと、請願2-1では、『オリンピック・パラリンピック学習読本』について、請願2-2では、東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針について、請願者の考えが述べられ、謝罪、訂正文を都教委のホームページと広報紙「とうきょうの教育」の小・中両方に掲載するなどの要請を促すものです。請願の前提となっている主張については見解が異なりますので賛同はできません。

2-5で危惧をされているようなメダルの数の競争をあおるようなことは、日野市のオリンピック・パラリンピック教育の方針とは全く異なるもので、日野市の学校では行っていません。

請願2-6で指摘された第四小学校の校長は、日野市のオリンピック・パラリンピック教育の方針に基づいて、いろいろな考えが社会にあることは十分承知の上で、子どもたちに分かりやすく発信しているものであり、日本のよさ、よいところに偏重し過ぎているとは言えず、教育委員会からの指導の必要は感じません。

また、競技観戦の取りやめについての文書は、日野市教育委員会と各校長の連名で日野市全校の保護者に出したもので、様々な考えや感情にも配慮して作成しており、文書を出し直すべきという考えには賛同できません。

2-8、オリンピックの観戦の出席の扱いや2-10の学校連携開催についても、先ほど谷川参事から説明があったとおりです。

以上のことから不採択としたいと考えます。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見をこれにて終結いたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という意見が多いようですので、五輪憲章の「表彰式では各NOCの旗・歌を使う」に反し、「国旗・国歌を使う」とウソを教える都教委流オリパラ教育と、小林洋之4小校長の“日本のよさ”・五輪賛成派に偏重した言動の、是正を求める請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしということですので、請願第3-2号については不採択とすることに決しました。

続きまして、協議事項第8号 日野市立中学校教科用図書(社会(歴史的分野))の採択について、事務局より説明をお願いいたします。

○協議事項第8号 日野市立中学校教科用図書(社会(歴史的分野))の採択について

[高木教育長職務代理者]

教育部参事、お願いいたします。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。

協議事項第8号 日野市立中学校教科用図書(社会(歴史的分野))の採択についてでございます。

議案書51ページをお開きください。

今年度中学校教科用図書の採択について、改めて御説明をさせていただきます。

日野市では、令和元年度に小学校教科用図書、令和2年度に中学校教科用図書の採択が適切に行われたところでございます。教科用図書の採択は、無償措置法第14条の規定に基づき、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないことが定められております。また、無償措置法第15条の規定により、基本的に同一教科書を採択する期間は4年とされており、したがって、小学校においては令和5年度、中学校においては令和6年度まで採択された教科書を引き続き使用することになります。

しかし、中学校社会科(歴史的分野)で、自由社の新しい歴史教科書が教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなりました。

無償措置法施行規則第6条第3号には、新たに発行されることになった教科書の種目については、採択替えを行うことが可能であることが示されております。また、採択替えを行うか否かについては採択権者の判断によるべきものであることと示されております。

日野市教育委員会事務局では、教育委員会において採択替えを行うか否かを判断していただくための準備として、新たに検定に合格した中学校社会科(歴史的分野)の教科用図書について、6月に各中学校での調査・研究、7月に教科委員会で調査・研究を行っております。

教育委員の皆様には、7月に開催された臨時の教育委員会において教科書の調査・研究をお願いしたところです。

また、教科委員長に御回答いただきまして、調査・研究についての御報告もいただいております。

翌年度使用する教科書の採択でございますが、8月31日までに実施し、決定することが求められております。本日の第5回定例会では、採択権者である教育委員会において、中学校社会科（歴史的分野）の教科用図書について採択替えを行うか否かについて協議をしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。

御質問がございましたらお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

説明ありがとうございます。

現在使用しております帝国書院の教科書、これにつきまして、現場の先生方の受け止め方、また教科書を替える場合のメリット、デメリットがありましたら、教えていただければと思います。

[谷川教育部参事]

それでは、私から、まず、今使われております帝国書院の教科書について、社会科の調査委員会が出された意見について伺っておりますので、御報告をさせていただきます。

帝国書院は、各章の初めにタイムトラベルというのがありまして、各時代、社会、文化、経済の特色を示したイラストで、時代のイメージ化とイラストから多様な学習活動につながる問いかけが設けられており、工夫されているというふうに聞いております。

教員の先生方は、やはり内容の偏りもなく教えやすい、それから導入の扉絵は毎回使用しており、様々な課題を開きやすく、生徒の反応もいい。グラフ、図が子どもたちの思考判断を育てるのに使いやすいという評価をいただいております。マイナスの話は特にはなかったということを聞いております。

それから、今回、教科書を替えるメリットとデメリットでございますが、メリットとしては、新たな検定を受けた教科書が、物すごく子どもたちにとって指導しやすい、いいものであったという場合にメリットがあるかと思えます。

ただ、デメリットとしましては、今年度から使用し始めた帝国書院の教科書でございますから、先生方は年間指導計画をそれぞれ立てられ、単元ごとの指導計画をつくられ、そして事業計画をつくられているといったところで、その指導計画がすぐに使えなくなり、また新たな指導計画を策定していかなければならないということ、それから先生方が準備されている教材等がすぐに使えなくなってしまうので、新たな子どもたちに合った教材、資料を用意していかなければいけないということになります。

また、この教科書に合わせて購入されておりました資料集、そういったものについても、また新たな選定が必要になってくるということで、学校の負担感が非常に大きくなると感じております。

以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御質問はございませんか。

なければ御意見を伺います。

真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

今回、自由社の教科書が認定追加をされました。私自身も教科書、またしっかり読ませていただいて、教科委員会の報告内容、また、今、質問させていただきましたがけれども、実際に使ってくださっている現場の先生方の声、また、選定替えの場合の影響等について伺いました。その結果を踏まえまして、私自身、帝国書院を前回選定しましたけれども、先ほどありましたタイムトラベルというような話もありました。改めて見ましたけれども、帝国書院の選定理由に、私自身、特に変更はございません。

また、先ほどありました現場の先生方の声、それから替えることによる影響等を考慮すると、現時点で教科書を替える理由は見当たらないと私自身思いますので、採択替えを行う必要はないと判断しております。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御意見いかがでしょうか。

東委員、お願いします。

[東委員]

私からは、自由社が新たに検定が通り、採択替えが可能ということを受けて、調査・研究させていただきました。今回は採択替えはしないほうがよいと考えています。

理由としましては、1点目は、昨年度、非常に十分な十分な時間をかけて協議、研究をさせていただきました。皆で協議を重ねた結果、帝国書院がよいと決定したこと。

2点目は、帝国書院の教科書が市内18校で既に使われており、先ほどの現場の状況のヒアリングによりますと、先生方は教えやすいと言ってくさっていますし、生徒の反応もよいととても評判がよいことが分かりました。採択替えをすることのデメリットのほうが大きいと感じました。

3点目は、自由社の教科書について、教科委員会に調査・研究をしていただき、教科委員長より報告を受けた中では、中学生にとっては難易度が高い内容が多いという御意見をいただいたこと、このような理由も踏まえて、調査・研究をした結果、現行の帝国書院から別の教科書に変更することは、現場に負担や混乱を来すデメリットのほうが大きいと感じたため、採択替えはしないほうがよいと考えました。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御意見いかがでしょうか。

西田委員、お願いします。

[西田委員]

昨年度の教科用図書社会（歴史的分野）の採択に当たっては、私たち教育委員は調査研

究委員長の説明や審議会報告を踏まえて、繰り返し教科書に当たりながら、時間をかけて調査・研究を行い、意見を交わし合った後に、全員一致で帝国書院を採択しました。

その教科書は学校で使用されて、まだ1年たっていません。教科書を替えると、先生方には指導計画の作成や教材研究、教材の準備などをやり直さなくてはならず、学校及び先生に新たな負担をおかけすることにもなります。

採択した帝国書院は、先ほど谷川参事からお話がありましたが、学校の先生方からイラストで描かれたタイムトラベルはじめ、全体にわたって高い評価を得ているとのことでした。

改めて読み直してみました。私もタイムトラベルを、とてもいいと思いましたが、それ以外に、章・節・単元ごとに問いが設定されていて、探求学習につながる深い学びができること、歴史を探ろうのページが充実していて、自分なりのテーマを持って学習を広げることができること、女性の歴史を丁寧に扱っていること、多摩地方についての記述があり、日野市の生徒が歴史を感じることができること、また、今日の世界や日本が直面している課題についての記述も丁寧だと思いました。

自由社の教科書は、地図や図表、写真、年表、系図、資料が豊富で、各章の終わりには、調べ学習、復習問題、時代の特徴を考える、対話とまとめのページが設けられていて、思考力や判断力、表現力、知識の定着などが図られていると思いました。

しかし、調査報告書、教科委員の説明からも、また両方の教科書を読み比べてみても、あえて自由社の教科書に替える理由が見当たりませんでした。

これらのことを考え合わせますと、採択替えを行わず、このまま帝国書院でいきたいと思います。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

私、高木の意見も述べさせていただきます。

他の委員の方の意見と重なりますけれども、私自身の対応、考え方としては、先般、7月30日の教育委員会臨時会の協議の際にも申し上げさせていただきましたけれども、1つには、10年ぶりの中学校学習指導要領が改訂され、本年4月から実施されていること、2つ目として、この学習指導要領の改訂に合わせて、昨年、新しい教科書の採択が既に行われ、この4月から各学校で使用されて、ただいまありましたように評価されていること、3つ目として、新学習指導要領、新教科用図書に基づき、学校現場での授業研究や教材準備等が進んでおり、変更した場合の影響が大きいことなどを考え合わせますと、ここでの教科用図書の変更は、それだけでなく多忙を極める学校現場への過重な負担増や混乱を招くものと考えます。したがって、ここでは昨年採択しました教科用図書のまま帝国書院とすべきと考えます。

以上です。

ほかに意見ございませんでしょうか。

なければ、社会（歴史的分野）の教科書については採択替えを行わず、令和2年度に採択した帝国書院を引き続き使うということで、採択候補としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

[高木教育長職務代理人]

異議なしと認めます。事務局は協議事項の内容を踏まえて、議案書を差し替えてください。

ここで、議事の都合上、休憩を取ります。15時10分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 15時00分

開始 15時10分

[高木教育長職務代理人]

それでは、再開します。

議案第17号 日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第17号 日野市立中学校教科用図書の採択について

[高木教育長職務代理人]

教育部参事、お願いします。

[谷川教育部参事]

それでは私から、議案第17号 日野市立中学校教科用図書の採択について、提案理由を述べさせていただきます。

議案書1ページを御覧ください。

先ほど御協議いただきました結果を踏まえまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条の規定に基づき、令和4年度に日野市立中学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次のページをお開きください。ここに記載する教科用図書について採択するものでございます。

中学校におきましては、学習指導要領の下で編集、発行された教科用図書を令和2年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするので、今回、このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理人]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いします。

質問ございませんか。

なければ意見を伺います。

なければ御質問、御意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立中学校教科用図書の採択についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 日野市立小学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第18号 日野市立小学校教科用図書の採択について

[谷川教育部参事]

議案第18号 日野市立小学校教科用図書の採択について、提案理由を私のほうから述べさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条の規定に基づき、令和4年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次のページをお開きください。ここに記載する教科用図書について採択するものでございます。

小学校におきましては、学習指導要領の下で編集、発行された教科用図書を令和元年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするので、今回、このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いします。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立小学校教科用図書の採択についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第19号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

[高木教育長職務代理者]

教育部参事、お願いします。

[谷川教育部参事]

それでは、議案第19号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由を述べさせていただきます。

提案理由でございます。議案書5ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条、学校教育法附則9条の規定に基づき、令和4年度に特別支援学級の児童・生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を選定している場合、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるとされております。

各学校が文部科学省検定教科書を選定している場合がございます。この場合、特別支援学級でも通常の学級で使用する教科用図書と同様の教科用図書を使用することになります。

小学校につきましては、令和元年度に採択され、令和5年度まで使用する教科用図書を特別支援学級でも使用いたします。中学校につきましては、令和2年度に採択され、令和6年度まで使用する教科用図書を特別支援学級で使用する事となっております。

今回の特別支援学級教科用図書の採択につきまして、文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条に規定する一般図書から採択することとなります。

特別支援学級教科用図書採択資料調査研究の趣旨になります。特別支援学級における教科用図書の調査・研究についてを御覧ください。

今年度は、令和3年6月11日付の文書にて、各学校に特別支援学級教科用図書の調査・研究を依頼いたしました。各学校において教科用図書について調査・研究を行い、特別支援学級設置校から6月28日までに教育委員会事務局に報告をいただいたところでございます。

それでは、調査・研究について説明します。

次の3点が基本的な考え方でございます。児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書であること、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ教科書である、図書であること、学年進行に当たって、次の学年で使用する事となる教科書と関連性を考慮すること、踏まえて、各学校で調査・研究を行いました。

各学校の調査・研究を、調査結果を一覧に整理したものが6ページからございます。各学校の調査・研究結果一覧にも示しております令和4年度につきましては、各学校とも学年ごとに教科用図書を選定をしておりますが、一部の学校、学年、教科について、児童・生徒の能力や特性に合わせてふさわしい内容のものを選択しております。

それでは、教科用図書一覧を御覧いただきます。39ページを御覧ください。

上段から2段目、日野市第三小学校の欄を御覧ください。各学年ともに、学年を単位として、文部科学省検定教科書を選定しております。国語、書写、社会、算数、理科、生活、家庭、保健、英語、道徳の教科においては一般図書を選定しております。

6ページから27ページまでは、各学校で調査・研究を行い、報告された資料でございます。各ページの右上のところに、図書名の前に記された「検」「文」「市」という表記でございます。「検」は文部科学省の検定教科書、「文」は文部科学省著作教科書、「市」は学校教育法附則第9条に規定された一般図書を示しております。また、横軸にございます調査・研究資料番号について、記載のあるものについては、東京都教育委員会が調査研究を行ったときから選定をしております。空欄のものについては、学校が独自で調査研究を行い、選定したものでございます。

特別支援学級での教科用図書の選択といたしましては、学校教育法附則第9条に規定する一般図書から86冊、特別支援学級の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書から2冊、文部科学省検定教科書から78冊を選定しており、それぞれの障害の種別、程度別、個々の状況に応じて、各学校から選定した報告がございました。

以上で、特別支援学級教科用図書の調査・研究の経過並びに選択に関する説明を終わります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

[高木教育長職務代理人]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いします。

[高木教育長職務代理人]

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理人]

異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第20号 教育委員会職員人事の専決処分について

[高木教育長職務代理人]

庶務課長、お願いします。

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 4 1 ページを御覧ください。議案第 2 0 号 教育委員会職員人事の専決処分について、御説明いたします。

提案理由でございます。

教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し、承認を求めるものです。

次ページ、4 2 ページを御覧ください。令和 3 年 7 月 1 5 日付の発令でございます。

対象者は 2 名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

なければ御意見を伺います。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。教育委員会職員人事の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第 2 0 号は原案のとおり承認されました。

議案第 2 1 号 教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第 2 1 号 教育委員会職員人事について

[高木教育長職務代理者]

庶務課長、お願いします。

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 4 3 ページを御覧ください。

議案第 2 1 号 教育委員会職員人事について、御説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

1 枚おめくりいただきまして、4 4 ページを御覧ください。

令和 3 年 8 月 2 0 日付の発令でございます。対象者は 3 名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明は終了しました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ御意見を伺います。

[高木教育長職務代理者]

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。教育委員会職員人事についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

報告事項第16号 「緊急事態宣言発令に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について、事務局より報告をお願いします。

○報告事項第16号 「緊急事態宣言発令に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について

[高木教育長職務代理者]

庶務課長、お願いします。

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書61ページを御覧ください。

報告事項第16号 「緊急事態宣言発令に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について」の発出について、御説明いたします。

政府は、令和3年7月8日に、東京都を対象に、令和3年7月12日、月曜日から8月22日、日曜日までの期間について、緊急事態宣言を発令いたしました。

日野市教育委員会では、7月8日、木曜日に開催した第4回教育委員会定例会において、緊急事態宣言発令に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について協議をいただきました。

学校運営の基本方針として、オリンピック・パラリンピック競技大会を子どもたちの育ちの機会と捉え、子どもたち一人一人が感じ、考え、感動したことを伝え合い、共有できる場を設けるなど、創造的な教育活動を推進すること。そして、幼児・児童・生徒が安心して登園・登校できるよう、日野市立幼稚園・小・中学校は、文部科学省及び東京都教育委員会が示した感染予防・感染拡大防止対策を引き続き認識し、子どもたちの学びと育ちを支える教育活動を継続することなどを学校運営の基本方針とすることについて協議いただきました。

その後、7月10日、土曜日に開催されました日野市特措法新型コロナウイルス対策本部会議に提案し、市としての対応を決定いたしました。そして、これを受けて、62ペー

ジから67ページに記載のとおり、緊急事態宣言発令に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についての文書を7月12日付で各学校及び幼稚園に発出いたしました。現在、各学校・幼稚園は、学校運営の基本方針等に従い、感染予防策を徹底し、教育活動を行っております。

詳細につきましては、教育部参事より御説明させていただきます。

[高木教育長職務代理者]

教育部参事、お願いいたします。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。

本文書発出についてでございますけれども、新型コロナウイルスの感染状況が非常に広がったというような状況がございました。9月上旬から京都・奈良方面に中学校3年生の修学旅行がございまして、その、例えば、キャンセル料ですとか、そういった旅行のキャンセルのタイミング等がございまして、8月6日に校長先生方にお集まりいただきまして協議をした結果、中学校の京都・奈良方面への移動教室は見合わせるということで協議をさせていただいております。

それに併せて8月の下旬ですが、26日から予定されておりました山梨方面への小学校5年生の移動教室につきましても、これも見合せさせていただきまして、8月中の移動教室については見合せをしているところでございます。

こちらのほうが、基本方針で発出させていただいた後の変更のポイントになっているところでございます。

以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了しました。

御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

東委員、お願いします。

[東委員]

意見なんですけれども、今回、これに関しては、7月8日の定例会で協議したもので、7月12日に発出されたものということであるということは認識いたしました。

そのときから1か月以上たっており、かなり状況が変わってきたのは確かなことです。非常に保護者や市民の方の不安が大きくなっておりまして、それを感じておりますので、その後、教育活動について、早急に協議、検討していく必要があるかなと思っております。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに意見はございますか。

なければ報告事項第16号を終了いたします。

これより、議案第22号及び議案第23号、議案第24号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思っております。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局職員と傍聴の方は退席をしてください。

(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育委員会職員の分限休職について」

「教職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議

なお、本件の終了をもって、令和3年度第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 15時39分